

国土交通省共済組合データヘルス計画（第三期）（令和6年度～令和11年度）

No.	区分	注1) 事業 分類	事業名	事業の目的および概要	対象者					注2) 実施 主体	実施計画		目標		
					資格	対象 支部	性別	年齢	対象者		令和6年度	令和7年度～令和11年度	アウトプット	アウトカム	
加入者への意識づけ															
1	疾病 予防	4	既存	国家公務員健康週間の実施	標語募集及びポスター掲示等による職員の健康意識向上に対する普及・啓発が、毎年10月上旬に1週間程度、人事院が主体となって実施される。	組合員	全て	男女	全て	全員	2	ポスター掲示等により周知する。	継続。	-	健康の維持。
2	疾病 予防	4	既存	メンタルヘルス講習会・セミナー	【目的】心の健康の保持増進 【概要】講習会等の開催。	組合員	全て	男女	全て	全員	3	①高ストレス者の健康管理医面談の推奨徹底を事業主（国等）に要請する。 ②管理監督者及び一般職員へのメンタルヘルス教育（セミナー・ワークショップ）の実施を検討する。	継続。	-	心の健康の維持。
3	医療 費 適 正 化	7	既存	医療費通知	【目的】医療費に対する認識・理解の向上。 【概要】組合員被扶養者の医療機関等で受診した際の医療費総額（5月受診分）を通知することにより、日頃の健康管理に留意し、医療機関の適切な受診がなされるよう意識の向上を図るとともに、マイナンバーカードの被保険者証利用に係るメリットや初回登録の手順を周知。	組合員 被扶養者	全て	男女	0 ～ 74	基準対 象者	1	年1回、7月請求分（5月診療分）のレセプトに基づき、通知する（任意継続組合員、産婦人科及び精神科に深く関連する疾病分類を除く）。	継続。	実施計画に基づき、対象者あてに通知書を配布。	医療費通知を配布することにより、医療費に対する認識・理解を深め、日頃の健康管理に留意するとともに、医療機関の適切な受診を心がけてもらう。
4	医療 費 適 正 化	7	既存	後発（ジェネリック）医薬品通知	【目的】後発（ジェネリック）医薬品の使用をはじめ、適正な服薬に関する知識・理解促進により、医療費適正化・抑制を推進。 【概要】一定額以上医療費削減効果のあるレセプトを抽出し、対象者に通知等を行うとともに、マイナンバーカードの被保険者証利用に係るメリットや初回登録の手順を周知。	組合員 被扶養者	全て	男女	0 ～ 74	基準対 象者	1	後発（ジェネリック）医薬品の使用促進、多剤・重複投薬の防止や残薬対策の推進など、医療費の適正化・抑制に向けた施策を検討し、実施する。	継続。	ジェネリック医薬品使用割合80%以上を達成。	医療費の削減及び抑制。
5	疾 病 予 防	7	既存	睡眠改善サポート	【目的】健康の保持・増進、リフレッシュ・生活習慣病予防、こころの不健康予防等。 【概要】eラーニングを通じて自身の睡眠状態の改善を図る。	組合員	全て	男女	全て	全員	1	外部専門業者によるeラーニングを活用した睡眠改善サポートの実施を検討する。	検討結果により導入開始。	-	組合員の生活と福祉の向上。
個別の事業															
6	特定 健康 診 査	1	既存 （ 法 定 ）	特定健康診査	【目的】疾病の早期発見・早期治療、生活習慣病の予防、特定健康診査の受診率向上。 【概要】メタボリックシンドロームに着目した健康状態の把握及び特定保健指導対象者の選定。	組合員 被扶養者	全て	男女	40 ～ 74	全員	3	①事業主（国等）健診の未受診者については、事業主（国等）に、受診勧奨を依頼する。 ②事業主（国等）は、要治療者・要精密検査対象者に対する医療機関への受診勧奨の徹底について、健康管理医に要請する。 ③未受診の被扶養者に対して、組合員を通じて受診案内を配付し受診を促す。また、パート等の勤務先で健診を受診している場合は、受診結果の提出を求める。 ④特定健康診査を受診することの必要性・メリットを掲示板（イントラ・ガールン・専用HP）を活用し情報発信するほか、被扶養者に対しては、特定健康診査受診券（セット券）とともに特定健康診査の受診を促すリーフレットを送付する。 ⑤受診率が低い支部については、本部よりヒアリングを行い、実施方法等の改善を求める。	継続。	受診率の向上（令和11年度までに90%以上を目標）。	受診者の疾病の早期発見・早期治療、特定保健指導対象率の減少。
7	疾 病 予 防	1	既存	人間ドック助成	【目的】健康状態の確認、疾病の早期発見・早期治療。 【概要】6月から12月までの間、契約医療機関で受診。	組合員 被扶養者 （ 配 偶 者 ）	全て	男女	全て	全員	1	ホームページ等により情報提供及び受診勧奨を行う。	継続。	受診の促進。	受診者の疾病の早期発見・早期治療、特定保健指導対象率の減少。
8	疾 病 予 防	1	既存	人間ドック助成（婦人科検診）	【目的】健康状態の確認、疾病の早期発見・早期治療。 【概要】乳がん検診、子宮がん検診等女性特有の検査。6月から12月までの間、契約医療機関で受診。	組合員 被扶養者 （ 配 偶 者 ）	全て	女性	全て	全員	1	ホームページ等により情報提供及び受診勧奨を行う。	継続。	受診の促進。	女性に特有の疾病の早期発見・早期治療。

国土交通省共済組合データヘルス計画（第三期）（令和6年度～令和11年度）

No.	区分	注1) 事業 分類	事業名	事業の目的および概要	対象者					注2) 実施 主体	実施計画		目標	
					資格	対象 支部	性別	年齢	対象者		令和6年度	令和7年度～令和11年度	アウトプット	アウトカム
9	特定 保健 指導	3	特定保健指導	【目的】生活習慣病の発症リスクの低減、特定保健指導の受診率向上。 【概要】特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となった者に利用券を配布。契約機関にて保健指導を実施。	組合員 被扶養者	全て	男女	40 ~ 74	基準対 象者	1	①特定保健指導対象者を減少させるための方策として、事業主（国等）健診及び人間ドックの実施案内に併せて、生活習慣改善等に関するリーフレットを添付して啓発活動を行う。 ②特定保健指導を受診することの必要性・メリット、更には受診後の好事例等を掲示板（イントラ・ガールン・専用HP）を活用し情報発信するほか、被扶養者に対しては、特定健康診査受診券（セット券）の送付に併せて、特定保健指導の受診を促すリーフレットを送付する。 ③事業主（国等）健診の終了時に、特定保健指導対象者と見込まれる者に対して、特定保健指導の受診を促すリーフレットを配布するよう事業主（国等）に依頼する。 ④特定保健指導対象者に対して、上長から受診勧奨してもらうよう依頼する。 ⑤事業主（国等）健診を実施した際に、その場で特定保健指導を実施することを検討する。 ⑥被扶養者について、特定健康診査受診券（セット券）を発行し、特定健康診査受診当日にその場で特定保健指導（初回）を受けられる環境を整備する。 ⑦被扶養者の特定保健指導の実施率・継続率を向上させるための方策として、ICTを活用した遠隔面談の導入を検討する。 ⑧人間ドック契約病院及び事業主（国等）に対して、健診結果データを共済組合へ迅速に提供できるよう改めて要請する。 ⑨人間ドック契約病院及び事業主（国等）から受領した健診結果を速やかに委託業者へ渡し、特定保健指導対象者への受診案内及び利用券発行を速やかに行う。 ⑩2年連続して積極的支援に該当した場合、1年目に比べて2年目の状態が改善していれば、2年目の特定保健指導は、「動機付け支援相当」で実施する。 ⑪受診率が低い支部については、本部よりヒアリングを行い、実施方法等の改善を求める。	①～④、⑥、⑧～⑪継続。実施率の確認。 ⑤、⑦検討結果により導入開始。	受診率の向上（令和11年度までに60%以上を目標）。	受診者の疾病の早期発見・早期治療、特定保健指導対象率の減少。
10	疾 病 予	5	既存 カウンセリング・電話相談	【目的】心身の健康の保持増進 【概要】巡回カウンセラー又は外部の専門カウンセラーと面接・電話によりカウンセリングを実施。	組合員 被扶養者	全て	男女	全て	全員	3	①ホームページ等により情報提供を行う。 ②カウンセリング・電話相談に関する所属担当者向けの説明会を開催して制度への理解を深め、利用促進を図ることを検討する。	①継続。 ②検討結果により導入開始。	-	心身の健康の維持。
11	そ の 他	7	既存 福利厚生パッケージサー ビス	【目的】健康の保持・増進、リフレッシュ等。 【概要】組合員等が育児、介護、宿泊施設、レジャー施設、スポーツクラブ、自己啓発等様々な福利厚生メニューを割引価格で利用できるよう民間事業者と契約。	組合員 被扶養者 家族	全て	男女	全て	全員	1	①健康関連（スポーツクラブ等）を特別補助対象メニューに追加することを検討する。 ②健康の保持・増進、リフレッシュ等、健康関連セミナーの開催を委託業者と検討する。 ③健康関連イベントとして年1回以上ウォーキングイベントを実施する。	①、②検討結果により導入開始。 ③継続。	利用率の向上。	組合員及びその家族の生活と福祉の向上。
職場環境の整備														
12	そ の 他	7	新 規 支部別の健康課題見 える化	【目的】各支部における健康課題を明らかにし、適切な施策実施に繋げるためのコラボヘルス基盤構築をする。 【概要】支部別に加入者の健康状態をスコア化したもの、改善策案を各支部に提示する。各支部においては、改善に向けての具体的対応について検討する。	組合員	全て	男女	全て	全員	1	①各支部の特定健康診査及び特定保健指導の実施率を集計し、上長に報告する。 ②特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上に積極的に取り組んだ支部に対するインセンティブ付与について検討する。	①継続。 ②検討結果により導入開始。	-	-

注1) 1. 健康診査 2. 健康診査後の通知 3. 保健指導 4. 健康教育 5. 健康相談 6. 訪問指導 7. その他
注2) 1. 共済組合 2. 事業主が主体で保健事業の一部としても活用 3. 共済組合と事業主との共同事業